

高齢者虐待の防止のための指針

(施設における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為と言う認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次のいずれも行いません。

- | | |
|-----|--|
| I | 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。 |
| II | 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。 |
| III | 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| IV | 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 |
| V | 経済的虐待：養護者又は高齢者の親戚が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |

(虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について)

第2 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組織する。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長及び統括とし、管理者、生活相談員、介護支援専門員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。

2 身体拘束委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合は、他の委員会と一体的に行う場合がある。

3 虐待防止委員会は、必要な都度担当者が招集する。

4 虐待防止委員会の議題は、担当者が定め、具体的には、次のような内容で協議する。

- ① 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に

行われるための方法に関すること。

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発の防止策を講じる際に、その効果についての評価に関すること。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

2 具体的には、次のプログラムにより実施する。

- ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業／成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

3 実施は、年2回以上行い、また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を行う。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

(虐待又はその疑い「以下「虐待等」と言う。」が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努め、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者へ報告を行う。虐待者が担当者本人であった場合は、他の担当者等に報告する。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の担当者が行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

- 3 事実確認の結果、虐待等の実像が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- 7 必要に応じ、関係機関や利用者及びそのご家族等に説明し、報告を行う。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

- 第6 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

- 第7 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、別の責任者へ報告する。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- 3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

- 第8 第3に定める研修のほか、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下されないよう常に研鑽を図る。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

- 第9 虐待の防止に対する取り組みを透明化し、利用者や家族に安心してもらうことを目的とする。
 - ① 利用者及び家族の求めに応じて施設内での閲覧を可能とする。

利用者及び家族からの申し出があった場合、施設の担当者が案内し、いつでも施設で指針の内容を確認できます。

② ホームページ上での公表を行う。

インターネットを通じて手軽に閲覧ができます。

附 則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

高 齢 者 虐 待 の 例

区 分	内 容 と 具 体 例
I 身 体 的 虐 待	①暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶっかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーを掛け火傷を負わせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 ②本人の利益にならない強制による行為 ・身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で本人が拒否しているのに、口に入れて食べさせる。 ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。
II 介 護 ・ 世 話 の 放 棄 ・ 放 任	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。 ・入浴しておらず異臭がする。髪・ひげ・爪が伸び放題。汚れの酷い服や破れた服を着せている。日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほど水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる。寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にゴミが放置されている。 ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為。 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。或いは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない。副作用が生じているのに放置している。処方通りの治療食を食べさせない。 ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限する行為 ・ナースコール等を使用させない。手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手だてをしない。 ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。

Ⅲ 心理的虐待	①威圧的な発言、態度 ・怒鳴る。 ・「ここ(施設)にいられなくしてやる。」「追い出すぞ。」などと言 い脅かす。 ②屈辱的な発言、態度 ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を潮 笑する、 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排泄の介助の際、「臭い」「汚い」などどと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度。 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができな いの」などどと言う。 ・他の利用者に高齢者の家族の悪口等を言いふらす。 ・話し掛け、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う。壊す。捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる。 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為。 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や 状態を無視してオムツを使用する。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や 状態を無視して食事の全介助をする。 ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為。 ・本人の家族に伝えて欲しいと言う訴えを理由なく無視して伝え ない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会をさせな い。 ⑥その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与 える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員 に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
Ⅳ 性的虐待	①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行 為又はその強要。 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する。(無理やり聞かせる。無理やり話させ る。) ・わいせつな映像や写真を見せる。

	・本人を裸にする。又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいと言う目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄させたり、オムツ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。
V 経済的虐待	①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・事業所に金銭の寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む。無断で使う。処分する。無断流用する。おつりを渡さない。) ・立場を利用して、「お金を貸して欲しい。」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する。生活に必要なお金を渡さない。

※ 身体虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様。高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらなの影響を与える行為があれば身体的虐待と判断される。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する。」

(東京高裁判決 昭和 25 年 6 月 10 日)